令和３年度
公共関与臨海部新処分場整備事業
に 係 る 環 境 管 理 報 告 書

令和４年５月

公益財団法人　岡山県環境保全事業団

目　　次

1　事業者の名称及び所在地 1
2　対象事業の名称，種類及び規模 1
3　調査の目的 1
4　環境管理体制 1
5　令和３年度の事業内容 2
6　令和３年度の環境管理実施内容 6
7　調査結果及び評価 7
1）大気質に係る調査 7
（1）調査概要 7
（2）調査結果 7
（3）評価 8
2）水質に係る調査 9
（1）調査概要 9
（2）調査地点及び調査実施日 9
（3）水質汚濁に係る環境基準 11
（4）調査方法 14
（5）調査結果 15
（6）評価 20

1　事業者の名称及び所在地

事業者の名称　：　公益財団法人 岡山県環境保全事業団

代表者の名称　：　理事長　坂井 俊英

主たる事務所の所在地　：　岡山県岡山市南区内尾 665 番地の 1

2　対象事業の名称，種類及び規模

対象事業の名称　：　公共関与臨海部新処分場整備事業

対象事業の種類　：　公有水面の埋立て

廃棄物最終処分場の設置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場，及び同法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処分場の設置）

対象事業の規模　：　公有水面の埋立て（埋立区域の面積）　44.5 ha

廃棄物最終処分場の設置（廃棄物埋立面積）　38.1 ha

3　調査の目的

「岡山県環境影響評価等に関する条例」第 28 条の規定，並びに「公共関与臨海部新処分場整備事業に係る環境影響評価書，平成 17 年 11 月，財団法人 岡山県環境保全事業団」（以下，「評価書」と記す）で記述した事後調査を行い，事業による環境影響の程度について確認するとともに，評価書における予測結果の検証並びに予測しえなかった問題等を把握し，事業の実施に反映させることを目的とする。

4　環境管理体制

工事中及び供用中の環境管理を効果的に実施するための体制として，実施主体を事業者（公益財団法人 岡山県環境保全事業団）とし，以下のように定めている。

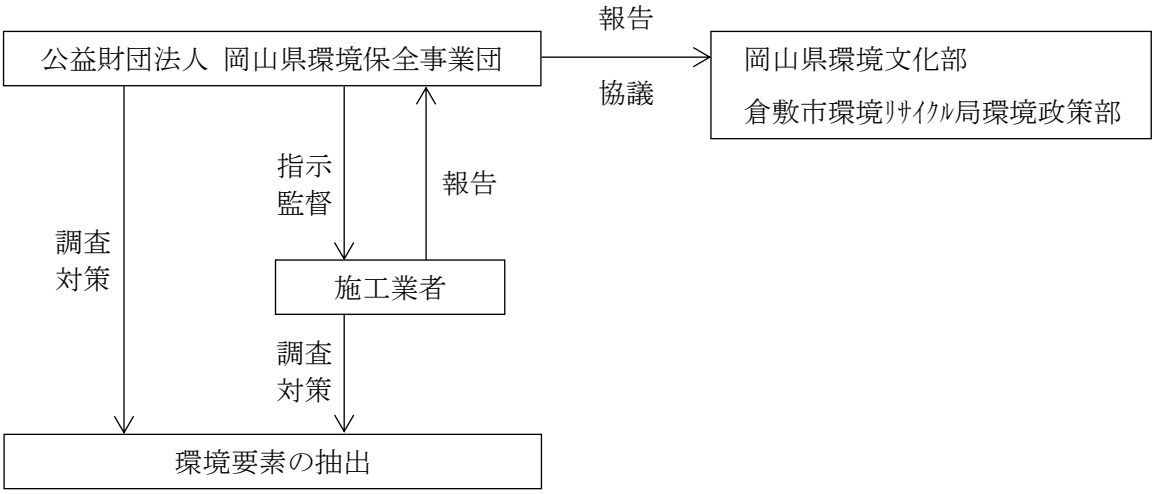

5　令和 3 年度の事業内容

本事業では，第一期処分場建設工事（平成 18 年 12 月着手）の完了後，平成 21 年 4 月から当該処分場の供用を開始しており，本年度は搬入される廃棄物の埋立作業を実施する状況にあった（埋立区域の位置及び周辺状況は，図 5－2，3 及び写真 5－1 を参照）。

廃棄物の埋立作業は，海面以下の区域においては，浮桟橋から搬入車両によって廃棄物を直接投入する「薄層埋立工法」（図 5－1 参照）によって実施し，陸化した区域においては，ブルドーザによって廃棄物を巻きだしながら投入する「片押し工法」によって実施した。なお，本年度の廃棄物の受入・埋立実績は，表 5－1 に示すとおりである。

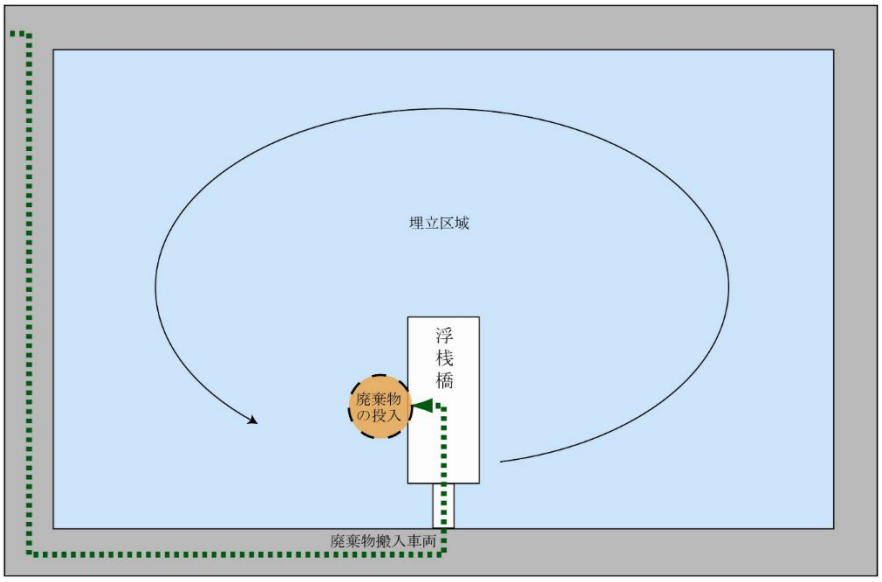

※「薄層埋立工法」とは，海面以深において，所定の地盤高になるまで何層かに分けて薄く広く廃棄物を投入していく工法であり，第一期処分場では当工法のうち全周搬出方式（埋立地外周の護岸等に沿って浮桟橋を移動して埋立てる方法）により廃棄物の埋立てを行う。

図 5－1　廃棄物埋立方法（薄層埋立工法）の概念図

表 5－1　令和 3 年度の廃棄物の受入・埋立実績

廃棄物の種類	受入・埋立量（t/年）
燃え殻	28,561
汚泥	65,352
廃プラスチック類	9,182
ゴムくず	0
金属くず	32
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	16,409
鉱さい	28,841
がれき類	20,705
ばいじん	56,719
混合廃棄物	2,507
自動車等破砕物	1,346
混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物）	71
特別管理産業廃棄物	252
一般廃棄物	354
合計	230,330

図５－2　事業実施区域の位置

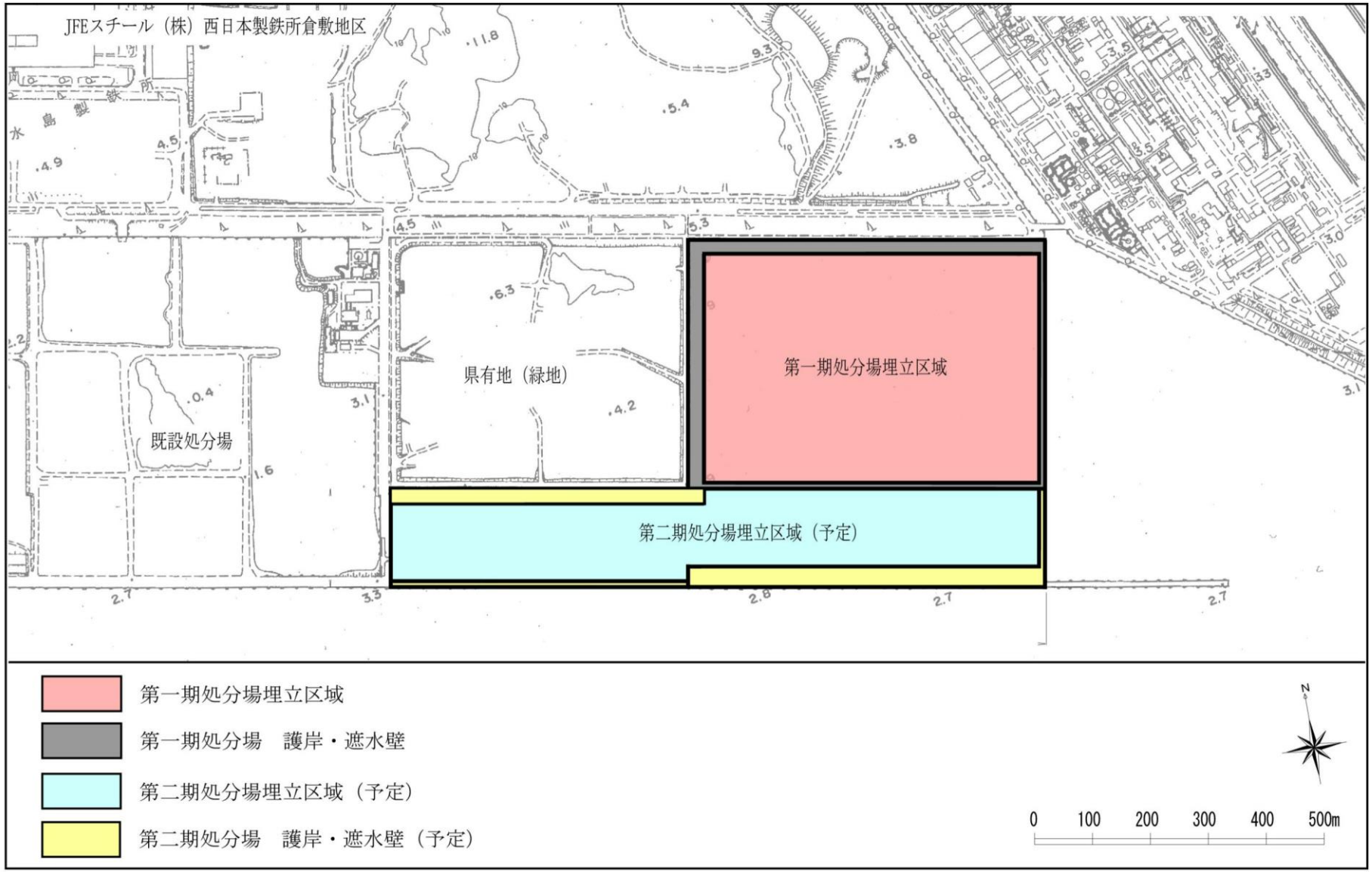
JFEスチール（株）西日本製鉄所倉敷地区
県有地（緑地）
既設処分場
第一期処分場埋立区域
第二期処分場埋立区域（予定）
第一期処分場埋立区域
第一期処分場　護岸・遮水壁
第二期処分場埋立区域（予定）
第二期処分場　護岸・遮水壁（予定）
N
0
100
200
300
400
500m

図 5－3　埋立区域の位置

写真 5－1　事業実施区域の状況（令和 3 年 4 月 19 日撮影）

6　令和３年度の環境管理実施内容

評価書の環境管理計画に基づき，前述の事業内容に応じた調査・監視を実施した。調査・監視項目は以下に示すとおりである。

表 6－1　令和３年度の環境管理実施内容

調査・監視項目		実施項目
大気質	粉じん対策確認	○
騒音	自動車騒音測定	－
	建設騒音測定	－
振動	道路交通振動測定	－
	建設振動測定	－
悪臭	搬入ルート沿道の悪臭測定	－
	処分場近傍の悪臭測定	－
水質	潮流調査	－
	周辺海域の水質測定	○
	汚濁防止措置の確認	－
底質	周辺海域の底質測定	－
動物・植物・生態系	海生生物調査	－
	鳥類調査	－
景観	眺望景観の確認	－
廃棄物等	保全措置の確認	－
温室効果ガス等	保全措置の確認	－

注）表中の「○」は本年度の環境管理計画に基づき実施した調査項目，「－」は本年度の計画外であった調査項目を表す。

7　調査結果及び評価

1）大気質に係る調査

（1）調査概要

埋立作業の実施に伴う粉じんの発生に対する環境保全措置の実施状況について確認した。

（2）調査結果

埋立区域への廃棄物搬入車両の進入出路にはアスファルト舗装を施し，適宜に散水を行った。また，退出の際は必要に応じて洗車ピットを使用するよう指導した。実施状況は写真 7－1－1～3 に示すとおりである。

写真 7－1－1　アスファルト舗装の状況
（令和 4 年 3 月 31 日撮影）

写真 7－1－2　散水の状況
（令和 4 年 3 月 12 日撮影）

写真 7－1－3　洗車ピットの状況
（令和 4 年 3 月 31 日撮影）

(3) 評価

廃棄物の埋立作業や搬入車両の走行に伴う粉じんの発生が懸念されるため，粉じん対策として，埋立区域への廃棄物搬入車両の進入出路にアスファルト舗装を施し，道路に適時散水を行った。更に，廃棄物運搬車両には，退出時に洗車ピットを使用して土砂や廃棄物を洗い落とすよう指導するなど，事業者として対応可能な措置を実施していることから，周辺地域への影響は最小限に抑えられているものと評価する。

2）水質に係る調査

（1）調査概要

事業実施区域の周辺海域において水質調査（生活環境項目，健康項目等）を行い，廃棄物の埋立てによる影響を確認した。

（2）調査地点及び調査実施日

調査地点を図 7－2－1 に，調査日及び調査項目を表 7－2－1 に示す。調査対象とした地点は，処分場南側の周辺海域 3 地点（Ａ－3，Ａ－4，Ａ－6 地点）及び浸出液処理水の放流先 1 地点（Ａ－5 地点）の計 4 地点である。なお，調査は表層・中層の 2 層について実施した。

表 7－2－1　水質調査日及び調査項目

調査項目		調査日			
		令和 3 年 4 月 8 日	令和 3 年 6 月 8 日	令和 3 年 10 月 19 日	令和 3 年 12 月 7 日
生活環境項目	水素イオン濃度　(pH)	○	○	○	○
	溶存酸素量　(DO)				
	化学的酸素要求量（COD）				
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）				
	全亜鉛				
	全窒素	－	○	－	－
	全燐				
	ノニルフェノール	－	○	－	○
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩				
健康項目等	カドミウム	－	○	－	○
	全シアン				
	鉛				
	六価クロム				
	砒素				
	総水銀				
	アルキル水銀				
	ポリ塩化ビフェニル				
	ジクロロメタン				
	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	テトラクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	1,4-ジオキサン				
	チウラム				
	シマジン				
	チオベンカルブ				
	ベンゼン				
	セレン				
	硝酸性及び亜硝酸性窒素				
	ダイオキシン類	－	○	－	－

注）表中の「○」は当該の調査日に調査を実施した項目，「－」は調査対象外の項目を表す。

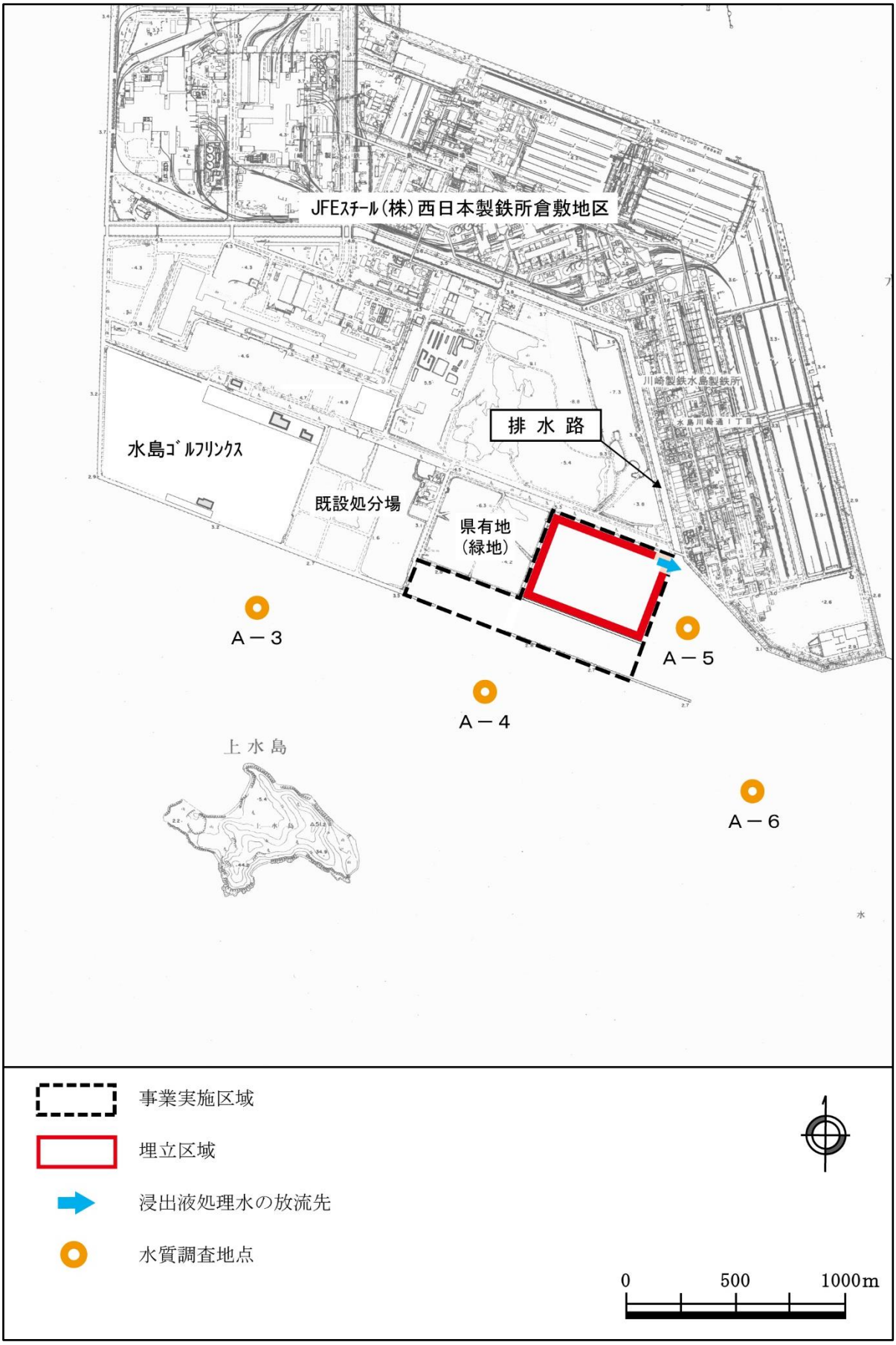

図 7－2－1　水質調査地点の位置

(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく水質汚濁に係る環境基準としては,「人の健康の保護に関する環境基準」(表7－2－2参照)と「生活環境の保全に関する環境基準」(表7－2－3参照)に大別され,前者については全ての公共用水域を対象として一律に定められ,後者については類型を指定して水域ごとに適用されている。

なお,調査地点のある海域は,海域にあてはめられる類型のB,Ⅱ及び生物特Aに指定されている(周辺海域の類型指定状況は資料－2参照)。

表7－2－2　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003　mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01　mg/L以下
六価クロム	0.02　mg/L以下
砒素	0.01　mg/L以下
総水銀	0.0005　mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02　mg/L以下
四塩化炭素	0.002　mg/L以下
1,2－ジクロロエタン	0.004　mg/L以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1　mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01　mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg/L以下
チウラム	0.006　mg/L以下
シマジン	0.003　mg/L以下
チオベンカルブ	0.02　mg/L以下
ベンゼン	0.01　mg/L以下
セレン	0.01　mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L以下
ふっ素	0.8　mg/L以下
ほう素	1　mg/L以下
ダイオキシン類	1　pg-TEQ/L以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし,全シアンに係る基準値については最高値とする。
2.「検出されないこと」とは,規定の方法により測定した場合において,その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については,ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 出典:「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

表 7－2－3　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素ｲｵﾝ濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質(油分等)
A	水産１級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100 mL 以下	検出されないこと
B	水産２級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－

注）1. 基準値は，日間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水 産 1 級 ：マダイ，ブリ，ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用。
水 産 2 級 ：ボラ，ノリ等の水産生物用。
4. 環 境 保 全 ：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
5. 自然環境保全を利用目的としている地点については，大腸菌数 20 CFU/100 mL 以下とする。
6. 出典：「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」（下表イ，ウ，エも同じ。）

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産２種 及び３種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産１種，水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産２種及び３種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの （水産３種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産３種，工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

注）1. 基準値は，年間平均値とする。
2. 自 然 環 境 保 全：自然探勝等の環境保全。
3. 水　産　1　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く，かつ安定して漁獲される。
4. 水　産　2　種：一部の底生魚介類を除き，魚類を中心とした水産生物が多獲される。
5. 水　産　3　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
6. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち，水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

注）基準値は，年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域，再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

注）1. 基準値は，日間平均値とする。
　　2. 当該基準については，現在のところ岡山県において水域の指定はなされていない。

(4) 調査方法

各調査地点において，表層及び中層（2 層）の水質を調査した。

水質調査項目及び分析方法は表 7－2－4 に示すとおりである。

表 7－2－4　水質調査項目及び分析方法

調査項目		分析方法
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 12.1)
	溶存酸素量（DO）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 32.1)
	化学的酸素要求量（COD）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 17)
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 14
	全窒素	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 45.6)
	全燐	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 46.3)
	全亜鉛	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 53.3)
	ノニルフェノール	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 11
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 12
健康項目	カドミウム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 55.3)
	全シアン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 38.1.2 及び 38.3)
	鉛	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 54.3)
	六価クロム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 65.2.1)
	砒素	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 61.3)
	総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
	アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
	ポリ塩化ビフェニル	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
	ジクロロメタン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	四塩化炭素	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,2-ジクロロエタン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,1-ジクロロエチレン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,1,1-トリクロロエタン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,1,2-トリクロロエタン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	トリクロロエチレン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	テトラクロロエチレン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,3-ジクロロプロペン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 第 3
	チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
	シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 第 1
	チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 第 1
	ベンゼン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0125 5.2)
	セレン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 67.3)
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(JIS K0102 43.1 及び 43.2.6)
	ダイオキシン類	JIS K0312:2020

(5) 調査結果

調査対象とした 4 地点は，高梁川の河口に位置しており，河川からの流入水の影響を受け易く，降雨後などは水質の悪化が顕著となる。更に，潮流が速く，流向も変化するなど，本事業以外の影響により水質が変動し易い状況にある。また，特にＡ－5 地点においては水島工業地帯の排水路からの流出水の影響を大きく受けることを事前調査等で確認している。

本調査結果について，事前調査結果とともに表 7－2－5 に示す（結果詳細は資料－3 参照)。

Ａ－3 地点，Ａ－4 地点及びＡ－6 地点においては，すべての項目で指定の環境基準を満足していた。Ａ－5 地点においては，全窒素及び全亜鉛で指定の環境基準（いずれも年間平均値で，全窒素：0.3 mg/L 以下，全亜鉛：0.01 mg/L 以下）に適合しない結果が得られた。当該調査結果を事前調査結果と比較すると，全窒素は事前調査時と同程度かそれよりも低い濃度レベルであった。一方，全亜鉛は事前調査時よりも高い濃度レベルにあった。処分場から放流される浸出液処理水については定期的に亜鉛含有量を含む水質検査を実施しており，本調査と同時期の浸出液処理水の亜鉛含有量をみると，当該調査結果よりも低い濃度であることから（資料－3，5 参照)，当該調査結果は本事業以外の影響要因によるものと考える。その他の項目については，全て指定の環境基準を満足していた。

表 7－2－5(1)　水質調査結果（Ａ－3 地点）

調査項目		単位	調査回数		本調査結果		事前調査結果		環境基準
					表層	中層	表層	中層	
生活環境項目	pH	－	4 回	最大	8.0	8.1	8.0	8.0	7.8-8.3
				最小	7.9	7.9			
				平均	8.0	8.0			
	DO	mg/L	4 回	最大	8.8	8.5	7.5	7.1	5.0 以上
				最小	7.3	7.0			
				平均	7.9	7.7			
	COD	mg/L	4 回	最大	2.4	2.5	2.6	2.1	3 以下
				最小	1.8	1.8			
				75%値	2.3	2.2			
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	4 回	最大	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素	mg/L	1 回	－	0.21	0.19	0.25	0.30	0.3 以下
	全燐	mg/L	1 回	－	0.021	0.023	0.031	0.035	0.03 以下
	全亜鉛	mg/L	4 回	最大	0.001	0.016	0.001	0.002	0.01 以下
				最小	<0.001	0.001			
				平均	0.001	0.006			
	ノニルフェノール	mg/L	2 回	最大	<0.00006	<0.00006	－	－	0.0007 以下
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
健康項目	カドミウム	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	mg/L	2 回	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	2 回	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	－	－	0.05 以下
	チウラム	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	2 回	最大	0.04	0.04	0.06	0.05	10 以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 回	－	0.088	0.085	0.073	0.074	1 以下

注）1．色付き箇所（　　）は，指定の環境基準を満足しない数値である。
2．「<」は当該値（定量下限値）未満であることを表す。
3．事前調査は，平成 20 年 7 月 1 日に実施した（調査回数は 1 回）。なお，1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ，ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ及び直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩は，事前調査当時に環境基準の適用対象外であったため，当該項目の事前調査は行っていない。
4．平均値の算出にあたって，定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。
5．環境基準欄の「検出されないこと」とは，法定の測定方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
6．結果詳細は，資料－3 参照。

表 7－2－5(2)　水質調査結果（Ａ－4 地点）

調査項目		単位	調査回数		本調査結果		事前調査結果		環境基準
					表層	中層	表層	中層	
生活環境項目	pH	－	4 回	最大	8.1	8.0	8.0	8.0	7.8-8.3
				最小	7.9	7.9			
				平均	8.0	8.0			
	DO	mg/L	4 回	最大	8.4	8.6	7.1	6.9	5.0 以上
				最小	6.5	6.3			
				平均	7.6	7.6			
	COD	mg/L	4 回	最大	2.2	2.6	2.2	2.3	3 以下
				最小	1.9	1.8			
				75%値	2.1	2.2			
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	4 回	最大	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素	mg/L	1 回	－	0.18	0.17	0.25	0.30	0.3 以下
	全燐	mg/L	1 回	－	0.019	0.019	0.030	0.033	0.03 以下
	全亜鉛	mg/L	4 回	最大	<0.001	0.016	0.002	0.007	0.01 以下
				最小	<0.001	0.003			
				平均	0.001	0.007			
	ノニルフェノール	mg/L	2 回	最大	<0.00006	<0.00006	－	－	0.0007 以下
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
健康項目	カドミウム	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	mg/L	2 回	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	2 回	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	－	－	0.05 以下
	チウラム	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	2 回	最大	0.03	0.03	0.05	0.05	10 以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 回	－	0.085	0.080	0.077	0.075	1 以下

注）1．色付き箇所（　　）は，指定の環境基準を満足しない数値である。
2．「<」は当該値（定量下限値）未満であることを表す。
3．事前調査は，平成 20 年 7 月 1 日に実施した（調査回数は 1 回）。なお，1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ，ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ及び直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩は，事前調査当時に環境基準の適用対象外であったため，当該項目の事前調査は行っていない。
4．平均値の算出にあたって，定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。
5．環境基準欄の「検出されないこと」とは，法定の測定方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
6．結果詳細は，資料－3 参照。

表 7－2－5(3)　水質調査結果（Ａ－5 地点）

調査項目		単位	調査回数		本調査結果		事前調査結果		環境基準
					表層	中層	表層	中層	
生活環境項目	pH	－	4 回	最大	8.0	8.1	8.0	8.1	7.8-8.3
				最小	7.8	7.9			
				平均	7.9	8.0			
	DO	mg/L	4 回	最大	8.0	8.1	6.5	7.2	5.0 以上
				最小	6.8	6.4			
				平均	7.4	7.4			
	COD	mg/L	4 回	最大	3.1	2.7	2.3	3.3	3 以下
				最小	2.1	2.1			
				75%値	2.4	2.2			
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	4 回	最大	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素	mg/L	1 回	－	0.96	0.70	1.6	1.1	0.3 以下
	全燐	mg/L	1 回	－	0.023	0.021	0.035	0.034	0.03 以下
	全亜鉛	mg/L	4 回	最大	0.042	0.028	0.015	0.012	0.01 以下
				最小	0.018	0.015			
				平均	0.029	0.021			
	ノニルフェノール	mg/L	2 回	最大	<0.00006	<0.00006	－	－	0.0007 以下
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
健康項目	カドミウム	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	mg/L	2 回	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	2 回	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	－	－	0.05 以下
	チウラム	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	2 回	最大	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	2 回	最大	0.08	0.06	0.15	0.14	10 以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 回	－	0.094	0.089	0.089	0.088	1 以下

注）1．色付き箇所（　　）は，指定の環境基準を満足しない数値である。
2．「<」は当該値（定量下限値）未満であることを表す。
3．事前調査は，平成 20 年 7 月 1 日に実施した（調査回数は 1 回）。なお，1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ，ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ及び直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩は，事前調査当時に環境基準の適用対象外であったため，当該項目の事前調査は行っていない。
4．平均値の算出にあたって，定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。
5．環境基準欄の「検出されないこと」とは，法定の測定方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
6．結果詳細は，資料－3 参照。

表 7－2－5(4)　水質調査結果（Ａ－6 地点）

調査項目		単位	調査回数		本調査結果		事前調査結果		環境基準
					表層	中層	表層	中層	
生活環境項目	pH	－	4 回	最大	8.1	8.0	8.0	8.0	7.8-8.3
				最小	7.9	7.9			
				平均	8.0	8.0			
	DO	mg/L	4 回	最大	8.5	8.5	6.9	7.0	5.0 以上
				最小	6.5	6.2			
				平均	7.7	7.6			
	COD	mg/L	4 回	最大	2.2	2.5	2.2	2.7	3 以下
				最小	1.8	1.7			
				75%値	2.1	2.1			
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	4 回	最大	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素	mg/L	1 回	－	0.19	0.18	0.24	0.30	0.3 以下
	全燐	mg/L	1 回	－	0.017	0.017	0.029	0.035	0.03 以下
	全亜鉛	mg/L	4 回	最大	0.001	0.014	0.004	0.005	0.01 以下
				最小	<0.001	0.003			
				平均	0.001	0.010			
	ノニルフェノール	mg/L	2 回	最大	<0.00006	<0.00006	－	－	0.0007 以下
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
健康項目	カドミウム	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	mg/L	2 回	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	2 回	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	2 回	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	2 回	最大	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	2 回	最大	<0.005	<0.005	－	－	0.05 以下
	チウラム	mg/L	2 回	最大	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	2 回	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	2 回	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	2 回	最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	2 回	最大	0.03	0.03	0.05	0.05	10 以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 回	－	0.081	0.082	0.080	0.077	1 以下

注）1．色付き箇所（　　）は，指定の環境基準を満足しない数値である。
2．「<」は当該値（定量下限値）未満であることを表す。
3．事前調査は，平成 20 年 7 月 1 日に実施した（調査回数は 1 回）。なお，1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ，ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ及び直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩は，事前調査当時に環境基準の適用対象外であったため，当該項目の事前調査は行っていない。
4．平均値の算出にあたって，定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。
5．環境基準欄の「検出されないこと」とは，法定の測定方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
6．結果詳細は，資料－3 参照。

(6) 評価

本調査結果について，ほとんどの項目は環境基準に適合していた。なお，一部に同基準を適合しない項目があったものの，事前調査結果や放流水質の監視結果との比較から，廃棄物の埋立てに起因する埋立区域周辺海域の水質変化は認められず，事業は適正に行われたと評価する。